

第75回(令和5年度第1回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和5年9月22日(金) 9時30分～11時30分

2 場所 札幌市役所12階 1号・2号会議室

3 議題

(1) 会長の選出及び会長職務代理者の指名

(2) 諮問事項の審議

【諮問第146号】市長(保健福祉局ワクチン接種担当部調整担当課)

予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

(3) 報告事項

情報公開制度の実施状況、個人情報保護制度の運用状況等の報告

(4) その他の審議事項

札幌市情報公開・個人情報保護審議会運営要領(平成17年5月31日札幌市情報公開・個人情報保護審議会決定)の改正

4 出席者

(1) 委員(五十音順)

奥谷 直子	小倉 一志	金子 長雄	津田 智成
徳満 直亮	光崎 聡	南 弘征	米田 雅宏

(2) 市の機関

【諮問第146号】

保) 調整担当課長	新津
保) 調整担当課調整担当係長	奥田
保) 調整担当課調整担当係	下坂

(3) 事務局

総) 行政部長	城戸崎
総) 行政情報課長	須田
総) 行政情報課個人情報担当係長	伊藤
総) 行政情報課情報公開担当係長	中山
総) 行政情報課個人情報担当係	上田

5 議事の概要

(1) 開会

- 行政情報課長が進行を行い、行政部長の挨拶及び事務局の紹介があった。

(2) 会長の選出及び会長職務代理者の指名

- 各委員の自己紹介の後、米田委員が会長として選任された。また、小倉委員が会長職務代理者として指名された。

(3) 諮問事項の審議

【諮問第146号】市長（保健福祉局ワクチン接種担当部調整担当課）

予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

- 市の機関から諮問内容の説明を受け、審議を行った。
- 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

委託先（恵和ビジネス）について

- ・ 委託先である（株）恵和ビジネス（以下「委託先」という。）は、ISMS（※情報セキュリティマネジメントシステム）やプライバシーマークの認証を取得しているのか。また、認証についての有効期限を確認しているのか。
→ 委託先から契約前に提出された個人情報取扱安全管理基準適合申出書により、これらの認証を取得していることを確認している。また、有効期限についても、実地検査において、ISMS及びプライバシーマークの認証の最終更新日がそれぞれ2022年6月及び7月であり、現在も有効であることを確認済みである。
- ・ 審議資料P9において、委託先からワクチン接種担当部に「⑤ VRS登録用接種記録CSVデータを作成し、札幌市へ提出」との矢印があるが、委託先が

作成したCSVファイルは、暗号化されているのか。

→ CSVファイルは、暗号化されていない。

- ・ CSVファイルが暗号化されずに保管されていた場合は、漏えいの可能性がゼロではない、ということになると思うが、この点についてはどのように考えているのか。

→ 委託先から、契約前に個人情報取扱安全管理基準適合申出書を提出してもらったり、実地検査を行ったりすることで、安全性を担保している。

- ・ CSVファイルについてはパスワード付きのZIPファイルにし、万が一ファイル自体が流出しても、第三者が容易に開封できない形にする等の方法はどうか。また、中長期的な対応として、システム改修時等に、暗号化されたファイル以外はアップロードできないような仕様にする方が良いと思われる。

→ (事務局) 基本的に札幌市と外部の関連企業のファイル等のやり取りにおいては、情報システム部が管理するエクストラネット (※市イントラネットと外部ネットワークとの間における安全で効率的なデータ共有を目的とした新たなネットワーク基盤をいう。) を使用しているため、通信は隔離された状態である。

- ・ 通信が隔離された状態ということは分かったが、CSVファイルを作成した段階で必ずどこかに保存されていることから、そのCSVファイル自体について委託先社内での漏えいのリスクはゼロではない。

→ CSVファイルの扱いについては、今後検討する。

- ・ 委託先でのCSVファイルの暗号化について、前回の第三者点検での評価の時点では問題ないと判断されているが、今回の審議会における審議事項になり得るか。

→ (事務局) 審議会の判断になるが、実際には札幌市と委託先との間で特定個人情報のやり取りはなく、当審議会については特定個人情報の保護評価という観点での審議になることから、CSVファイルの暗号化については審議事項からは逸れた話となる。

- ・ 今回の審議会での審議事項にはならないが、個人情報保護の観点から重要であると考えられるため、費用対効果を考慮しつつ、CSVファイルの取扱いについて今後検討してもらいたい。

VR S（ワクチン接種記録システム）について

- ・ 審議資料P9のデータのやり取りに係る矢印については、基本的には暗号化された通信経路を契約しているという理解で間違いはないか。
- そのとおりである。
- ・ VR Sについては、新型コロナウイルスワクチンに特化したシステムなのか。今後地球温暖化に伴い、新型コロナウイルスだけではなく様々なウイルスが出てくることが予想されているが、仮に新型コロナウイルスの終息後、別のウイルスが出てきた場合、その場合でもVR Sを使用するのか。
- VR Sについては、新型コロナウイルスワクチン接種のみのために作成されたものである。国からはVR Sをいつまで使用するか明確な指針が出されていないため、現状ではどこまで使用するか不明である。一方、「証明書を発行する。」という業務は行政機関の基本的な業務であることから、今後も同様の形態で証明書を発行することは考えられる。

ログについて

- ・ VR Sのログについては、保存期間は何年となっているのか。また、札幌市としてVR Sのログを国が定める期間よりさらに長く保存している等の措置は行っているのか。
- 国がVR Sの開発・運用保守業務を委託する（株）ミラボ社において、12か月保存している。札幌市としては、（株）ミラボ社が行う保存以外に、別途ログを保存する等の措置は行っていない。
- ・ VR Sにおいてデータのやり取りをする上で、札幌市が所管する部分でのログについては何年保存となっているか。
- 国が（株）ミラボ社と12か月という保存年月で契約している。札幌市では、ログが必要となった際に国に確認し、該当のログをもらっている。したがって、VR Sについては、札幌市の方で別途ログは保存していない。
- ・ 委託先と札幌市のサーバにおけるログの保存期間は何年となっているのか。
- 委託先でのログの保存期間は3年間となっている。
- ・ CSVファイルのやり取りについては、委託先から札幌市に対しデータを送付するのだと思うが、これについての札幌市側でのログは保存されていないのか。また、CSVファイルについては電子データが送付されるのか。それとも担当

者がUSBメモリ等で直接持ってくるのか。

→ CSVファイルについては電子データが送付される。

→ (事務局) 札幌市側でもログを保存していることは間違いないが、保存期間及びエクストラネットでのログの保存期間については、所管する部署に聞かなければ分からない。

- ・ 内閣サイバーセキュリティセンターが示すログの推奨保存期間について、「1年以上」と定められており、他の自治体と保存期間について足並みをそろえるためにも、1年以上の保存は行ったほうが良い。

重大事故について

- ・ 審議資料P39に「⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」とあるが、この「重大事故」について定義はあるのか。また、事故については起こっていないのか。

→ 重大事故のみならず、少人数についての事故も起こっていない。

→ (事務局) 個人情報保護委員会が作成する特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)第2の6では重大事故が定義されており、「評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報を漏えい、滅失又は毀損した場合であって、故意による又は当該個人情報の本人の数が101人以上のものをいう」とされている。

他市町村への接種記録照会について

- ・ VRSによる他市町村への接種記録照会について本人同意が不要になったとあるが、これについて行政機関が他市町村に照会を行った際、本人に対して通知を行ったり、照会したことについて誰もがわかりやすい形で公開したりする配慮はあるか。

→ 本人への通知や公開等を行わない。国の方で緊急に接種券を送付する必要があることから、国において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の特定個人情報の提供の規定の解釈が変更され、それに基づいた措置であるため、本人の同意がなくても情報収集ができることになったという趣旨である。

- ・ 仮に札幌市から他市町村に対して照会を行った際には、札幌市から特定個人情報を提供することになるのか。
- 仮に他市町村にその照会に係る該当者がいた場合は、相手方の自治体において、検索履歴が分かるようになっている。該当者がいない自治体においては、検索履歴等が特に残らない形になる。該当するマイナンバーの方がいる、いないという話になる。
- ・ マイナンバーだけではなく氏名及び住所等も提供する形になるのか。
- 照会に使用するのは、マイナンバーのみである。
- ・ 一つの意見としてだが、照会されたことは本人に通知された方が良いのではないか。
- ・ 他市町村への接種記録照会に係る番号法の条文を知りたい。また、照会を行った際、該当者がいなければ各自治体にマイナンバーは保存されないとのことであるが、該当者がいた場合はマイナンバーはVRS上で保管されるという理解でよいか。
- 該当者がいた場合は、VRS上でマイナンバーが保存されることになる。
- (事務局) 番号法の条文は、番号法第19条第1項第16号である。この「本人の同意を得ることが困難であるとき」の解釈について整理されている。
- ・ 条文を見る限りでは、「困難であるとき」ということが前提となっていることから、法律の解釈がかなり緩いのではないかと、という印象である。現状では既に本人の同意なしに接種状況の照会を行っていることから仕方ないことではあるが、仮に個人情報の漏えい等重大事故が起こった際、この法解釈について論点になり得るのではないかと。
- ・ 他の市町村も同じ根拠条文・解釈で事務を行っているのか。
- 国の解釈になるため、他の自治体でも同様の解釈を用いている。
- ・ 極端なことを言ってしまうと、札幌市では国の解釈と別の解釈をするということとは可能であると思うが、事実上難しい部分もある。この法解釈について、実際に論点として取り上げられることがないように、漏えい等事故に対する対策は必要であると思われる。
- ・ 本来であれば、住民登録情報と一緒にワクチン接種情報も動く形になっていれば、このような議論は発生しないのではないかと。
- ・ 他市町村への接種記録照会については、個人情報の保護に関する法律（平成1

5年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第27条第5項第3号の「特定の者との間で共同して利用される個人データ」に該当する可能性もあるのではないかと。この場合でも、本人への通知又は容易に知り得る状態にしなければならないと規定されているため、本人への通知について確認した次第である。

- ・ この委員の意見と合わせ、国の方では、個人情報保護法との整合性に対して議論したものが何かあるのか。

→ (事務局) 個人情報保護法第27条は第4章の規定となり、いわゆる民間事業者等に適用される規定となる。行政機関等については第5章に規定があり、個人情報の提供については、個人情報保護法第69条が適用になる。第69条の規定は、民間事業者のように本人通知に関して厳しく規定されていない。また、他市町村への個人情報の提供は、個人情報保護法第69条第1項の「利用目的の範囲内の提供」に該当すると思われる。

- ・ 個人情報保護法第69条第3項の規定により、個人情報保護法よりも番号法が優先されるため、今回の審議事案について個人情報保護法が該当することはないのではないかと。
- ・ 個人情報保護法及び番号法の建付けが悪い可能性もあり、緊急性という観点から、個人の権利利益の制限が簡単に正当化されるような運用がなされないようにしなければならない。マイナンバー制度についても様々な批判が出てきている中で、漏えい等事故が行った際、法の運用として正しかったのか議論になる可能性はある。法律・条文の作り方についても整合性が取れていなかったり、無理な作り方をしていたりする部分があるのではないかと。

緊急性について

- ・ 審議資料P4「2 予防接種事務の概要 (2)取扱いの変更点について」のA (VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更)については、緊急性があると理解できるが、イ(接種証明書の電子交付(アプリ交付・コンビニ交付))において、接種証明書の電子交付(アプリ交付・コンビニ交付)が可能になったとあるが、イについてはどのあたりに緊急性があるのか説明をお願いしたい。

→ 新型コロナウイルスの蔓延下においても海外の渡航等に伴い接種証明書が必要

な場合があったが、従来の方法では書面による申請及び郵送による交付だけであり、より簡便に早急に接種証明を交付することができるよう、国から評価書の事後評価についての解釈が示された次第である。

- 審議の結果、予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価書に基づく特定個人情報ファイルの重要な変更について、妥当である旨を答申することとなった。

(4) 情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況等の報告

昨年度の情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況の報告

- 事務局から昨年度の情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況について報告があった。

市の施設に設置している防犯カメラの取扱状況の報告

- 事務局から市の施設に設置している防犯カメラの取扱状況について報告があった。
- 委員からの主な発言内容及び事務局との質疑内容は、以下のとおり。
 - ・ 防犯カメラの映像について、保存期間は独自に定めているのか。それとも北海道警察等から推奨保存期間が示されているのか。
 - この審議会の答申に基づき制定した「札幌市カメラによる個人情報の取扱に関する運用基準」（平成20年3月27日総務局長決裁）第8条により、原則保存期間は2週間と定めている。
 - ・ 「2週間」という数字に具体的な根拠はあったのか。
 - 当時の根拠は分からない。早すぎず遅すぎずという期間が設定されたと思われる。
 - ・ 審議資料P57ページからの防犯カメラ設置状況の一覧表（以下「一覧表」という。）には保存期間が長いものもあるが、一応は2週間であると把握した。
 - ・ 防犯カメラについて、年々防犯カメラの台数が増えているとの報告があったが、必要ないものについては削減するなど、これまで設置した防犯カメラの必要性について見直したり、検証したりする機会はあるのか。
 - カメラの設置及び廃棄については基本的にカメラを設置する所管課の判断になる。確かに全体の数としては増えているが、一覧表の中には設置数を減らしたものもある。

- ・ 防犯カメラを設置する際の審査や基準等の規定については何かあるのか。
- 防犯・防災等の目的に沿った設置であるかどうか報告書において確認をしている。
- ・ 何か実際に問題が起こった事実を基に設置している、ということで間違いないか。予防的に設置している場合などはないのか。
- 予防的に設置していることはない。
- ・ 捜査関係者への情報提供の件数などは把握しているのか。
- 捜査機関等への提供についてはその都度所管課で対応しているため、件数の把握等を行っていない。
- ・ 情報提供の頻度などを集計することにより、防犯カメラの必要性の一つの指標になるのではないかと考える。
- ・ 防犯カメラの映像について、ネットから見えているということはないか。
- ネットから見えるということはない。
- ・ 防犯カメラのデータの保存先として、現在は防犯カメラ本体に保存されず、クラウドサービス等を利用してデータを保存している場合もある。その情報の保存先については、どこかの部署で責任をもって機種選定をしているのか。
- 個人情報を含む情報資産を取り扱うことになることから、情報セキュリティポリシーを所管する情報システム部が管理している。
- ・ 防犯カメラの機種名については、所管課で確認して大丈夫かどうか事前にチェックしているのか、それとも事後的に報告があるのか。
- 行政情報課には防犯カメラを設置する際に報告書を提出してもらっているが、機種把握はしていない。
- ・ 現場では、悪意性もないままに危ないものを購入してしまう可能性もあるため、機種については一度確認する必要があると思われる。
- ・ カメラの機種については、データがクラウド上に上がるものではないと確認が必要であると思う。
- ・ 札幌市の公園はたくさんあると思うが、公園管理の部分の防犯カメラの状況はどうなっているか。
- 札幌市が公園に設置している防犯カメラについては、一覧表に記載しており、報告書ももらっている。しかし、町内会が公園の方向に向けて設置しているものについては、町内会で管理しているものになるため、当課では把握していな

い。

- ・ 公園は基本的に札幌市で管理しているものであると思うが、町内会で設置しているものも含めて、公園に設置されている防犯カメラについて、一覧で見られるようなものは存在するのか。
- 町内会については別の部局で管理しているため、町内会設置のカメラについては分からない。札幌市として設置、管理している防犯カメラについては、一覧表に記載されているものが全てであり、主に区役所の維持管理課が管理しているものが多いと思われる。
- ・ 札幌市が管理している公園に設置する防犯カメラは、そこまで多くないものなのか。
- そうだと思われる。防犯カメラについては、駐車場等への設置がメインであると思う。
- ・ 札幌市内には町内会が多数あるが、その全てがうまく機能しているわけではない。その機能していない町内会について、公園に防犯カメラを設置していない場所もあるかと思うが、公園の暗さや立地等により、防犯カメラを設置したほうが良い、という議論もあると思われる。それらについて所管している部署はあるか。
- 公園については区の維持管理課が担っているため、そこで市民からの要望等を承っていると思われる。
- ・ 政策要求等について、公園の維持管理について議題が上がった場合は、区役所の維持管理課に対しヒアリング等を行えば明らかになるということによいか。
- そのとおりである。

存否応答拒否事案の報告

- 事務局から存否応答拒否事案について報告があった。

(5) 札幌市情報公開・個人情報保護審議会運営要領（平成17年5月31日札幌市情報公開・個人情報保護審議会決定）の改正

- 事務局から札幌市情報公開・個人情報保護審議会運営要領（以下「運営要領」という。）の改正案について説明があった。
- 委員からの主な発言内容及び事務局との質疑内容は、以下のとおり。

- ・ 部会を置く必要がある場合については、どのようなケースが想定されるのか。
- 高度に専門的・技術的な分野における審議や、一度に多岐にわたる事項について審議しなければならない場合、都度審議会を開催することが困難な場合等に部会を設置する。なお、部会の設置についてはもともと規定があり、今回の改正案は、部会の決議を審議会の決議とすることができるようにするものである。
- ・ 部会の委員については、今回の審議会の委員の中から選出されるのか。また、何名で構成されるのか。
- 部会の委員の選出については、そのとおりである。人数については、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第35号）第7条第1項に規定されており、5人以内をもって構成される。
- ・ 今回の審議会での諮問事項の第三者点検のような専門的な案件や、緊急性のある事案については、部会の設置により早急にチェックできることが部会の典型例であると考えられる。また、緊急性のある案件について、「実施」と「点検」の期間が空いてしまうことは好ましくないと思われるため、そういう場合にも部会を設置することが一つの例であると考えられる。
- ・ 改正後の運営要領第2条第3項では、「会長は、部会決議に係る決定を取り消すか否かを審議会に諮ることができる」と記載があるが、取り消した場合どのような手続になるか。
- 全体の審議会において、再度諮られることになる。
- 審議の結果、運営要領について改正案のとおり改正することとなった。

(6) 閉会